

山梨県公報

第二千五百三十五号

平成二十七年

八月十七日

月 曜 日

目次

告示

○家畜伝染病の発生……………五六七

公告

○シルバー人材センターの住所及び事務所の所在地の変更の届出(二件)……………五六七

告示

山梨県告示第二百七十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十七年八月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

| | | | | | |
|----------|-------|-------------|------|--------|------------|
| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜又は疑似患畜の区分 | 発生頭数 | 発生場所 | 発生年月日 |
| ヨーネ病 | 牛 | 患畜 | 一 | 北杜市長坂町 | 平成二十七年八月七日 |

公告

●シルバー人材センターの住所及び事務所の所在地の変更の届出

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第四項の規定により、シルバー人材センターから住所及び事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年八月十七日

一 シルバー人材センターの住所及び事務所の所在地
山梨県知事 後 藤 齋

| 名称 | 区分 | 住所 | 事務所の所在地 |
|---------------------|----|---------------------|---------------------|
| 公益社団法人笛吹市シルバー人材センター | 旧 | 山梨県笛吹市一宮町末木八百七番地六 | 山梨県笛吹市一宮町末木八百七番地六 |
| | 新 | 山梨県笛吹市石和町小石和七百五十一番地 | 山梨県笛吹市石和町小石和七百五十一番地 |

二 変更の年月日

平成二十七年五月二十七日

●シルバー人材センターの住所及び事務所の所在地の変更の届出
高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第四項の規定により、シルバー人材センターから住所及び事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年八月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 シルバー人材センターの住所及び事務所の所在地

| 名称 | 区分 | 住所 | 事務所の所在地 |
|------------------------|----|------------------------|------------------------|
| 公益社団法人南アルプス市シルバー人材センター | 旧 | 山梨県南アルプス市飯野二千八百二十五番地の三 | 山梨県南アルプス市飯野二千八百二十五番地の三 |
| | 新 | 山梨県南アルプス市飯野二千八百六番地一 | 山梨県南アルプス市飯野二千八百六番地一 |

二 変更の年月日

平成二十六年十一月一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番